

○農林水産省令第四十九号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月十九日

農林水産大臣 野上浩太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表二(第九条関係) (略) 付表 一〇三三六 (略) 三三七 アメリカ合衆国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるせいよ うすも及びにほんすももの生果実であ つて農林水産大臣が定める基準に適合し ているもの 三三八〇七十六 (略)	別表二(第九条関係) (略) 付表 一〇三三六 (略) 三三七 アメリカ合衆国から発送され、他 の地域を経由しないで輸入されるせいよ うすももの生果実であつて農林水産大臣 が定める基準に適合しているもの 三三八〇七十六 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。